



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 1
- 事業の認定（用地課） 2

公 告

- 補正予算の公表（財政課） 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） 8
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 8
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） 10
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） 10
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部警務課） 11
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部情報管理課） 11

告 示

沖縄県告示第516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおりうるま市宮城島東土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	国吉康夫	うるま市与那城西原1014番地 2
理事	根保幸徳	うるま市与那城宮城739番地
理事	宜志政光	うるま市与那城池味1022番地
理事	上門シズ	うるま市与那城宮城486番地
理事	大屋政善	うるま市与那城上原112番地
理事	豊永盛男	うるま市与那城宮城55番地
理事	新屋春栄	うるま市与那城上原373番地
理事	国場俊光	うるま市与那城池味1028番地
理事	登川俊光	うるま市与那城池味920番地
監事	大城朝勇	うるま市与那城宮城644番地 1
監事	眞榮喜正吉	うるま市与那城池味1012番地

監事	大屋正人	うるま市与那城136番地 1
----	------	----------------

任期 平成23年10月 3 日から平成27年10月 2 日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	目取眞久	うるま市与那城宮城102番地
理事	根保幸徳	うるま市与那城宮城739番地
理事	宜志政光	うるま市与那城池味1022番地
理事	大屋正人	うるま市与那城136番地 1
理事	上門シズ	うるま市与那城宮城486番地
理事	大屋政善	うるま市与那城上原112番地
理事	眞榮喜正吉	うるま市与那城池味1012番地
理事	豊永盛男	うるま市与那城宮城55番地
理事	新屋敷秀明	うるま市勝連平安名1845番地
監事	新屋春栄	うるま市与那城上原373番地
監事	国吉康夫	うるま市与那城西原1014番地 2
監事	登川行雄	うるま市与那城池味923番地

沖縄県告示第517号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 起業者の名称 沖縄市

2 事業の種類 安慶田市営住宅建替事業

3 起業地

(1) 収用の部分 沖縄県沖縄市安慶田一丁目26番地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

安慶田市営住宅建替事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である沖縄市が事業主体となって、第一種住居地域である起業地内に公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき現行の安慶田市営住宅（以下「本住宅」という。）の建替え建設を行うものであり、法第3条第30号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である沖縄市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条において本件事業を施行する権能を有する主体である。

さらに、本件事業に必要な事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

本住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することを目的に昭和42年から昭和44年にかけて7棟176戸が建設された。建設から40年余り経過し、耐火構造の建物の耐用年限（70年）の2分の1以上を経過している。本住宅の2棟について平成19年に耐震性評価を実施したところ、耐震性に問題があると判定され、目視調査においても多数の亀裂及び剥離が確認され、二方向避難も確保されていない等、安全面での問題が生じている。また、本住宅には駐車場が整備されておらず、敷地内の通路、広場及び周辺道路に迷惑駐車が発生し、緊急車両の出入りに支障をきたす状況である。

本件事業は老朽化した本住宅を公営住宅法に基づき7棟198戸に建替えを行うとともに、集会所、だんらん室及び駐車場を整備し、シルバーハウジングを併設する事業である。本件事業の施行により、市民の住環境の安全面・快適性の確保が図られ、高齢者世帯、障害者世帯及び多子世帯等、多様化した住宅困窮者に対して住宅供給を行い、住宅のセーフティネットの役割を果たすものである。

また、沖縄市では中心市街地において人口が減少し、老年人口の比率が高くなっており、中心市街地の定住人口を維持するため「街なか居住」を推進している。本件事業は定住人口の確保に資する住宅供給の役割も担うものであり、多世代交流のある住環境を創出し、中心市街地の活性化に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずるべき動植物及び文化財は見受けられない。また、万一発見された場合は、関係部署と協議し、適切な措置を講ずるとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

公営住宅法に基づく公営住宅建替事業とは、現に存する公営住宅を除去し、存していた土地の全部又は一部の区域に、新たに公営住宅を建設する事業であるため、本住宅の敷地を起業地として選定したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本住宅は耐震性に問題があると判定され、老朽化しており、二方向避難も確保されていないことから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用又は使用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足しているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 沖縄市市営住宅建設課

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成23年10月13日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

平成23年度沖縄県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に4,176,635千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ616,998,693千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
5 地方交付税		202,195,000	1,046,106	203,241,106
	1 地方交付税	202,195,000	1,046,106	203,241,106
9 国庫支出金		145,919,623	1,685,423	147,605,046
	1 国庫負担金	40,824,274	1,391	40,825,665
	2 国庫補助金	103,677,864	1,684,032	105,361,896
10 財産収入		2,244,403	160	2,244,563
	1 財産運用収入	1,501,879	160	1,502,039
11 寄附金		7,830	12,000	19,830
	1 寄附金	7,830	12,000	19,830
12 繰入金		38,565,728	680,551	39,246,279
	2 基金繰入金	38,190,594	680,551	38,871,145
13 繰越金		631,599	379,833	1,011,432
	1 繰越金	631,599	379,833	1,011,432
14 諸収入		21,730,815	372,562	22,103,377

	4 貸付金元利収入	13,094,378	344,960	13,439,338
	8 雑 入	2,155,627	27,602	2,183,229
歳 入	合 計	612,822,058	4,176,635	616,998,693
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		40,273,269	84,791	40,358,060
	2 企 画 費	14,432,729	40,078	14,472,807
	6 防 災 費	1,832,858	44,713	1,877,571
3 民 生 費		98,511,236	1,101,867	99,613,103
	1 社 会 福 祉 費	62,622,012	1,101,867	63,723,879
4 衛 生 費		28,926,265	2,040,201	30,966,466
	1 公 衆 衛 生 費	8,488,041	24,779	8,512,820
	2 環 境 衛 生 費	2,082,963	168,132	2,251,095
	3 環 境 保 全 費	1,441,126	59,093	1,500,219
	4 保 健 所 費	2,564,322	29,814	2,594,136
	5 医 薬 費	5,916,813	1,758,383	7,675,196
5 労 働 費		8,554,198	27,906	8,582,104
	1 労 政 費	7,448,190	27,906	7,476,096
6 農 林 水 産 業 費		49,238,290	22,424	49,260,714
	2 畜 産 業 費	2,190,824	8,524	2,199,348
	3 農 地 費	27,290,792	9,000	27,299,792
	4 林 業 費	2,391,741	4,900	2,396,641
7 商 工 費		25,856,981	206,369	26,063,350
	1 商 業 費	1,323,822	24,912	1,348,734

	2 工 鉱 業 費	19,853,652	169,457	20,023,109
	3 観 光 費	4,679,507	12,000	4,691,507
8 土 木 費		76,725,603	228,484	76,954,087
	3 河 川 海 岸 費	8,503,604	50,000	8,553,604
	5 都 市 計 画 費	14,932,902	178,484	15,111,386
9 警 察 費		33,086,476	101,633	33,188,109
	1 警 察 管 理 費	30,111,888	7,194	30,119,082
	2 警 察 活 動 費	2,974,588	94,439	3,069,027
10 教 育 費		151,159,573	9,000	151,168,573
	7 保 健 体 育 費	1,133,719	9,000	1,142,719
11 災 害 復 旧 費		3,798,360	9,000	3,807,360
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,022,307	9,000	2,031,307
13 諸 支 出 金		27,126,414	344,960	27,471,374
	11 減 債 基 金 積 立 金	80,638	344,960	425,598
歳 出 合 計		612,822,058	4,176,635	616,998,693

平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度沖縄県下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に27,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12,317,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 繰越金		119,457	27,043	146,500
	1 繰越金	119,457	27,043	146,500
歳入合計		12,290,873	27,043	12,317,916

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		10,996,927	27,043	11,023,970
	1 都市計画費	10,996,927	27,043	11,023,970
歳出合計		12,290,873	27,043	12,317,916

平成23年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成23年度沖縄県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成23年度沖縄県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	50,257,342千円	1,203千円	50,258,545千円
第2項 医業外収益	7,050,886	1,203	7,052,089
	支	出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)

第1款 病院事業費用	48,002,660千円	1,203千円	48,003,863千円
第1項 医業費用	46,904,416	1,203	46,905,619

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	6,106,754千円	34,900千円	6,141,654千円
第2項 他会計負担金	1,885,222	34,900	1,920,122

	支	出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	7,483,131千円	34,900千円	7,518,031千円
第1項 建設改良費	4,767,365	34,900	4,802,265

(他会計からの補正金の補正)

第4条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金3,551,601千円を3,552,804千円に改める。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年11月29日まで縦覧に供する。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年9月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人クリーン・グリーン・グレイシャス
- 3 代表者の氏名 松岡啓
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字安里83番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県の自然及び町並みを美化すると同時に、植物系廃棄物を排出しないゼロエミッションを実施し、これを普及促進させ、美しい町づくり及び地球温暖化等環境問題の解決に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年10月6日
- (2) 商号名 大同建設株式会社
- (3) 代表者名 大嶺英治
- (4) 所在地 国頭郡国頭村字鏡地10番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-18）第3123号、沖縄県知事 許可（般-18）第3123号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年9月27日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年10月7日

- (2) 商号名 有限会社山城組
 - (3) 代表者名 山城茂紀
 - (4) 所在地 那覇市字古波蔵392番地の5
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第9537号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成23年9月26日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成23年10月11日
- (2) 商号名 株式会社太名嘉組
 - (3) 代表者名 名嘉謙
 - (4) 所在地 浦添市大平二丁目1番1号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22) 第3160号、沖縄県知事 許可(般-22) 第3160号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成23年9月12日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成23年10月11日
- (2) 商号名 株式会社富士空調工業
 - (3) 代表者名 山川寛
 - (4) 所在地 那覇市字国場907番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第6336号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成23年9月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成23年10月11日
- (2) 商号名 株式会社福建
 - (3) 代表者名 上地健佑
 - (4) 所在地 石垣市字真栄里97番地の4
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第5484号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成23年9月28日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成23年10月11日
- (2) 商号名 有限会社エイト電気工事
 - (3) 代表者名 島寛政
 - (4) 所在地 宜野湾市喜友名一丁目30番13号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第8913号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成23年9月29日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成23年10月11日
- (2) 商号名 有限会社田政組
 - (3) 代表者名 田頭政作
 - (4) 所在地 八重山郡与那国町字与那国52番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第333号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成23年9月30日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成23年10月11日

- (2) 商号名 有限会社新屋電気工事
- (3) 代表者名 新屋正一
- (4) 所在地 那覇市字真地419番地の2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第5148号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年9月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画緑地の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 浦2号牧港緑地
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画緑地の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 浦4号沢岬緑地
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年4月5日 沖縄県指令土第429号、平成23年2月8日 沖縄県指令土第42号（変更）、平成23年7月15日 沖縄県指令土第703号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市勝連南風原3615番ほか101筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市長 島袋俊夫
- 5 検査済証番号 平成23年9月27日 第2926号
- 6 工事完了年月日 平成23年8月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年1月25日 沖縄県指令土第37号、平成23年9月27日 沖縄県指令土第856号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北谷町字大村山川原455番ほか9筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 北谷町字吉原360番地8 宗教法人樹昌院 代表役員 喜瀬志朗
- 5 検査済証番号 平成23年9月30日 第2927号
- 6 工事完了年月日 平成23年8月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年6月22日 沖縄県指令士第662号、平成23年9月30日 沖縄県指令士第867号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西中原106番及び221番6の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字渡橋名160番地県営渡橋名団地2—504号 中本聡、豊見城市字渡橋名160番地県営渡橋名団地2—504号 中本理奈
- 5 検査済証番号 平成23年10月4日 第2928号
- 6 工事完了年月日 平成23年9月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年11月15日 沖縄県指令士第906号、平成23年9月16日 沖縄県指令士第832号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字兼城608番1ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字潮平714番地2 有限会社武健商事 代表取締役 大城愛美
- 5 検査済証番号 平成23年10月4日 第2929号
- 6 工事完了年月日 平成23年9月20日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 男性警察官用夏服上衣（長袖） 1,295着
 - (2) 男性警察官用夏服上衣（半袖） 1,329着
 - (3) 男性警察官用夏服ズボン 1,681本
 - (4) 女性警察官用夏服上衣（長袖） 84着
 - (5) 女性警察官用夏服上衣（半袖） 56着
 - (6) 女性警察官用夏服ズボン 89本
 - (7) 男性警察官用合ワイシャツ 1,429着
 - (8) 女性警察官用合ワイシャツ 77着
 - (9) 男性警察官用雨衣 1,482着
 - (10) 女性警察官用雨衣 74着
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成23年9月7日
- 4 落札者の名称及び所在地 有限会社ジュネ 沖縄県豊見城市字翁長537番地15
- 5 落札金額 64,537,252円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成23年7月26日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年10月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察情報システム用サーバ等の借入れ（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成23年8月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 沖縄県浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 落札金額 50,935,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成23年7月8日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8</p>
---	---